

豊橋あゆみ学園
虐待防止のための指針

令和4年4月1日

I. 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

- ・豊橋あゆみ学園では、児童虐待防止法にもとづいて、いかなる理由があっても園児に対する虐待を行ってははいけません。そのために事業所に所属する全ての職員が、虐待防止（身体拘束の禁止を含む）に関する正しい見識を持ち、虐待の芽（不適切支援）を早期に発見し、改善し続けて行けるような仕組みづくりを行います。

1. 虐待とは

(1) 身体的虐待

- ・殴る、蹴る、押す、投げる、突き飛ばす、物を投げる、物で叩く、馬乗りになる、ゆさぶる、首をしめる、胸ぐらをつかむ、つねる、やけどを負わせる、関節技やプロレスのような技をかける等の暴力をふるう。
- ・食事や水分をとらせない、トイレにいかせない等の制限をかける。
- ・縛る、部屋に閉じ込める、屋外に閉め出すなどの身体拘束をする。
- ・命に関わるような寒暖のある場所に長時間いるように強要する。
- ・医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する。

(2) 心理的虐待

- ・大きな声、態度や口調、大きな音を出すなどで威圧する。
- ・「バカ、死ね」と暴言を浴びせる。
- ・「殺す、家に帰さない」と脅す。
- ・人格、身体的特徴、能力、障害や病気、容姿、服装、住環境、居住地域、家族や周囲の人をばかにしたり、否定する。
- ・人格、身体的特徴、能力、障害や病気、容姿、服装、住環境、居住地域、家族や周囲の人により差別した対応を行う。
- ・「汚い、臭い、ブサイク、頭悪い、どうせわからない」と侮辱する。
- ・正当な理由なく事業所の日課に参加させない。
- ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の園児にやらせる）。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。

(3) ネグレクト

- ・話かけられても、理由を伝えず無視する。
- ・声をかけられない状況を作り出す。
- ・失禁や排便で汚れているのに、必要な更衣や清潔にする行為を行わない。
- ・療育や支援を行わず放置する。
- ・障害特性ゆえに必要な支援を行わない。
- ・感覚過敏があることを知っているが、必要な合理的配慮を行わない。
- ・病気やケガをしても、必要な対応を行わない。
- ・不衛生な環境で過ごさせる。

- ・怪我をさせるような環境で過ごさせる。
- ・サービス提供時間に勤務実態のない職員がいる。

(4) 性的虐待

- ・性的行為、わいせつな行為をする。
- ・性的行為、わいせつな行為を強要する。
- ・性的な雑誌、画像、映像などを見るように強要する。
- ・裸、下着姿、性的な写真を撮影する。
- ・セクハラやわいせつな発言をする。
- ・性を連想するような行動をとり、それを園児に見せたり、聞かせる。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。

(5) 経済的虐待

- ・園児の金銭を搾取する。
- ・園児の持ち物を搾取する。
- ・園児の持ち物を隠す、壊す、捨てる。
- ・不当な請求を行う。人員基準違反をする。

2. 虐待のとらえ方

(1) 園児本人の「自覚」は問わない

虐待を受けているということがわからない園児もいます。職員の「指導」「しつけ」「わるふざけ」により、虐待の具体例に当てはまる行為で園児の人権が侵害されている場合も通報の対象となります。

(2) 家族の自覚は問わない

「これくらいのことは仕方がない」と虐待をする側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあります。これは子どもを預かってもらっているという家族の気持ちがそういう態度をとらせていることも考えられます。家族からの訴えがない場合でも虐待の具体例に当てはまる行為で園児の人権が侵害されている場合も通報の対象となります。

(3) 職員の「虐待をしていない」という「自覚」は問わない

園児に対し「指導」「しつけ」という言葉を使って強制力のある言動や、「スキップ」という言葉で不適切な関わりをしている職員の多くは虐待をしている自覚がありません。本人に自覚がないからといって、その行為が正当化され、責任をのがれることはありません。他の職員や第三者がみて、虐待の具体例に当てはまる行為を職員が行っていれば通報の対象となります。

3. 事業所における考え方

(1) 虐待の禁止

- ・豊橋あゆみ学園は、職員による虐待を禁止します。

(2) 虐待発見時の通報

- ・園児及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、「虐待児発見対応マニュアル」に基づき、対応します。
- ・職員は、虐待を発見した際は虐待防止担当者に通報するとともに、支給決定市に通報します。通報は匿名で行うこともできます。
- ・虐待を発見した職員が通報をためらう場合は、通報を受けた虐待防止担当者が支給決定市に通報します。
- ・虐待防止担当者が不在時に虐待を発見した職員が通報をためらう場合は、通報を受けた虐待防止責任者が支給決定市に通報します。
- ・通報を行った職員に対し、不利益が発生しないよう保護します。

(3) 日常の支援における留意事項

- ① 園児主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で園児の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 園児の思いをくみとり、園児の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④ 園児の安全を確保する観点から、園児の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、虐待防止委員会、および身体拘束適正化検討委員会において検討をします。
- ⑥ 不適切な対応をしていないか、「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら園児に主体的な生活をしていただけるように努めます。

II. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

1. 虐待の防止について

- ・豊橋あゆみ学園では、園児の人権擁護を啓発し、差別や虐待を防止するための虐待防止委員会を設置します。

(1) 設置目的

- ・事業所内での差別や虐待の防止に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・虐待が発生した場合の検討及び手続き
- ・虐待防止に関する全職員への指導

(2) 虐待防止委員会の構成員

- ・委員長 管理者(もしくは園長)(虐待防止責任者)
- ・委員 副園長(虐待防止担当者)
- ・委員 主任(虐待防止担当者)

- ・委員 児童発達支援管理責任者（虐待防止担当者）
- ・委員 副主任（虐待防止担当者）
- ・委員 主 務（虐待防止担当者）
- ・その他必要に応じ、第三者委員や家族の代表等にも参加していただく

（3）虐待防止委員会の開催

- ・当事業所では、6か月に1回委員会を開催します。
- ・また、緊急時等必要ある時は、適時委員会を開催します。

Ⅲ. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ・支援に関わる全ての職員に対して、差別や虐待の防止に向け、園児の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、虐待防止の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します。
- ・研修は年1回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加します。
- ・新規採用時には、必ず本研修を実施します。
- ・本研修の実施内容については記録を取り、保存することとします。

Ⅳ. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・虐待が発生した場合には、次章の手続きに基づき保護者に速やかに説明し、報告を行います。
- ・当事業所内において他の職員等による虐待を発見した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止担当者へ報告を行います。
- ・当該報告を受けた虐待防止担当者は、虐待を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めます。
- ・虐待の事実が発覚した場合は速やかに園児及び保護者への謝罪を行い、所轄庁・支給決定市へ通報、並びに次章に記載する手続きにより報告を行います。

Ⅴ. 虐待発生時の対応に関する基本方針

1. 虐待発生時対応と通報の手順

- ・組織として速やかな対応と未然防止に努めます。
 - ① 園児に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、又はその可能性が疑われるときには、その事実確認を速やかに行います。
 - ② 職員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見するなど気になることがあった場合は、必ず虐待防止担当者にその旨を伝えるように周知します。
 - ③ 園児に対して不適切な関わりがあった際は、本人に謝罪し、安全の確保や不安にならないような配慮をしていきます。ご家族にもお知らせし、誠意をもって対応します。
 - ④ 職員は虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに障害者虐待防止法にいう通報を行い、所轄官庁・支給決定市の立入調査に協力しま

す。

- ⑤ 通報した者が誰であっても、そのことで不利益が生じないようにします。
- ⑥ 上記の事案が発生した場合は時系列に記録し、背景要因を探り、報告書にまとめます。必要な場合は保護者会においても報告いたします。
- ⑦ 人権侵害の事案が虐待と認定された場合は、外部の第三者にも加わっていた
だき、法人として検証と再発防止策を立て、これを公表していきます。
- ⑧ 虐待を起こしてしまった者に対して、事実が確認できたら就業規則による処
分を行います。
- ⑨ 再発防止の取り組みは、職員との共同のもと計画的に行っていきます。
- ⑩ 何よりも人権侵害や虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改
善に努めます。

VI. 園児等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 本指針は書面として備えおき、園児の家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に
供するものとします。
- 当事業所では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとしま
す。

VII. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

- 当事業所内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を
開催する等により、互いに研鑽を深め、虐待防止が地域において、より深まっ
ていくよう努めます。

以上

豊橋あゆみ学園 虐待防止対応の概要

1. 園児、保護者、職員等からの虐待通報に対応する連絡先、虐待防止責任者、虐待防止担当者の設置

園児の人権擁護と園児に対する虐待防止のため、サービスの迅速な改善を図り、適切な支援を提供することを目的とし、下記の通り対応する連絡先、虐待防止責任者、虐待防止担当者を設置する。

豊橋あゆみ学園 ①通報対応連絡先 電話(0532) 63 - 5031
FAX(0532) 39 - 5778

②虐待防止責任者 管理者 杉浦伸枝

③虐待防止担当者 主任 河野文香
副主任 夏目明奈
主 務 水野宗明

2. 虐待通報および解決の手順

